東京都男女平等参画基本条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 基本的施策 (第8条—第11条)
- 第3章 男女平等参画の促進(第12条・第13条)
- 第4章 性別による権利侵害の禁止(第14条)
- 第5章 東京都男女平等参画審議会(第15条—第19条)

附則

男性と女性は、人として平等な存在である。男女は、互いの違いを認めつつ、個人の人権を尊重し なければならない。

東京都は、男女平等施策について、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に推進してきた。 長年の取組により男女平等は前進してきているものの、今なお一方の性に偏った影響を及ぼす制度や 慣行などが存在している。

本格的な少子高齢社会を迎え、東京が今後も活力ある都市として発展するためには、家庭生活にお いても、社会生活においても、男女を問わず一人一人に、その個性と能力を十分に発揮する機会が確 保されていることが重要である。男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に共に 参画することにより、真に調和のとれた豊かな社会が形成されるのである。

すべての都民が、性別にかかわりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共 に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

この条例は、男女平等参画の促進に関し、基本理念並びに東京都(以下「都」という。)、都 民及び事業者の責務を明らかにするとともに、都の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等 参画の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。)を総合的か つ効果的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

- この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 第2条 男女平等参画 男女が、性別にかかわりなく個人として尊重され、及び一人一人にその個性と 能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共 に参画し、責任を分かち合うことをいう。
 - 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を 改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する ことをいう。
 - セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害する こと又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女平等参画は、次に掲げる男女平等参画社会を基本理念として促進されなければならない。

 - 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会 男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、固定的な役割を強制されるこ となく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会
 - 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び政治、経済、地域その他の 社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

(都の責務)

第4条 都は、総合的な男女平等参画施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 都は、男女平等参画施策を推進するに当たり、都民、事業者、国及び区市町村(特別区及び市町村 をいう。以下同じ。)と相互に連携と協力を図ることができるよう努めるものとする。

(都民の青務)

第5条 都民は、男女平等参画社会について理解を深め、男女平等参画の促進に努めなければならない。 2 都民は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 事業者は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(都民等の申出)

第7条 都民及び事業者は、男女平等参画を阻害すると認められること又は男女平等参画に必要と認め られることがあるときは、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の申出を受けたときは、男女平等参画に資するよう適切に対応するものとする。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第8条 知事は、男女平等参画の促進に関する都の施策並びに都民及び事業者の取組を総合的かつ計画

- 2 知事は、行動計画を策定するに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう、 適切な措置をとるものとする。
- 3 知事は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ東京都男女平等参画審議会及び区市町村の 長の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(情報の収集及び分析)

第9条 都は、男女平等参画施策を効果的に推進していくため、男女平等参画に関する情報の収集及び 分析を行うものとする。

(普及広報)

第10条 都は、都民及び事業者の男女平等参画社会についての理解を促進するために必要な普及広報 活動に努めるものとする。

(年次報告)

第11条 知事は、男女平等参画施策の総合的な推進に資するため、男女平等参画の状況、男女平等参 画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、公表するものとする。

第3章 男女平等参画の促進

(決定過程への参画の促進に向けた支援)

第12条 都は、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の決定過程への男 女平等参画を促進するための活動に対して、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとす

(雇用の分野における男女平等参画の促進)

- 第13条 事業者は、雇用の分野において、男女平等参画を促進する責務を有する。 2 知事は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者に対し、雇用の分野における男女の参画 状況について報告を求めることができる。
- 3 知事は、前項の報告により把握した男女の参画状況について公表するものとする。
- 4 知事は、第2項の報告に基づき、事業者に対し、助言等を行うことができる。

第4章 性別による権利侵害の禁止

- 第14条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。 3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為は、これ を行ってはならない。

第5章 東京都男女平等参画審議会

(設置)

行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として 東京都男女平等参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

審議会は、知事が任命する委員25人以内をもって組織する。 第16条

2 委員は、男女いずれか一方の性が委員総数の四割未満とならないように選任しなければならない。 (専門委員)

第17条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

(委員の任期)

第18条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げ ない。

2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

(運営事項の委任)

第19条 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

第六期東京都男女平等参画審議会委員名簿

(50音順・敬称略)

			氏	名		現 職 等	備考
委	員	青	木	克	德	葛飾区長	
委	員	上	本	俊	之	日本労働組合総連合会東京都連合会政策局局長	
委	員	太	田	晃	弘	弁護士	配偶者暴力対策 部会委員
委	員	大	槻	奈	巳	聖心女子大学現代教養学部教授	男女平等参画 部会部会長
委	員	Ш	村	百	合	弁護士	
委	員	小	林	治	彦	東京商工会議所常務理事	
委	員	是	枝	俊	悟	大和総研金融調査部主任研究員	男女平等参画 部会委員
委	員	篠	原	聡	子	日本女子大学学長	
委	員	篠	宮	武	男	東京都民生児童委員連合会常任協議員	
委	員	治	部	れん	げ	東京工業大学リベラルアーツ研究教育院准教授	男女平等参画 部会部会長代理
委	員	清	水	孝	治	東京都議会議員	
委	員	髙	橋	史	朗	公益財団法人モラロジー道徳教育財団道徳科学研究所教授 麗澤大学大学院客員教授	
委	員	高	橋	弘	行	一般社団法人東京経営者協会常務理事	
会	長	田	中	優	子	法政大学名誉教授	
委	員	塚	j	越	学	特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン理事	男女平等参画 部会委員
委	員	と	P	英津	子	東京都議会議員	
会長	代理	名	執	雅	子	日本電気株式会社顧問 元法務省人権擁護局長・矯正局長	男女平等参画 部会委員
委	員	林		玲	子	国立社会保障・人口問題研究所副所長	
委	員	藤	森	和	美	武蔵野大学人間科学部教授	配偶者暴力対策 部会部会長
委	員	松	下	玲	子	武蔵野市長	
委	員	ま	つば	多美	子	東京都議会議員	
委	員	Ξ	辻	利	弘	大島町長	
委	員	宮	地	尚	子	一橋大学大学院社会学研究科教授	配偶者暴力対策 部会部会長代理
委	員	龍	円	あい	り	東京都議会議員	

専門委員	佐く	木	真	紀	一般社団法人ウェルク理事	配偶者暴力対策 部会委員
専門委員	田	村	伴	子	特定非営利活動法人女性ネットSaya-Saya理事	配偶者暴力対策 部会委員

女性も男性も輝く TOKYO 会議設置要綱

平成29年7月6日 29生都平第68号

(設置目的)

第1 東京都男女平等参画基本条例(平成12年東京都条例第25号)第8条に基づく行動計画である 東京都男女平等参画推進総合計画(以下「総合計画」という。)の推進に関して、都民及び事業者と 都とが連携・協力し、あらゆる場における女性の活躍を進め、もって男女が対等な立場であらゆる 活動に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会を実現することを目的として、女性も男性も 輝くTOKYO会議(以下「輝くTOKYO会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2 輝く TOKYO 会議の所掌事項は、次のとおりとする。
- (1)総合計画の取組及び進行管理に関すること。
- (2) 女性活躍推進の気運醸成に向けた情報発信に関すること。
- (3) 女性活躍推進に向けた取組に関する検討及び提案に関すること。
- (4) その他、設置目的の達成のために必要と認められること。

(構成)

- 第3 輝く TOKYO 会議は、次の委員により構成する。
- (1) 別表に掲げる関係機関・団体から推薦のあった者
- (2) コーディネーター 3名以内

(委員の委嘱)

第4 第3の委員については、東京都生活文化局長が委嘱する。

(委員の任期)

第5 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、再任を妨げない。 なお、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(コーディネーター)

第6 コーディネーターは、学識経験者をもって充て、輝く TOKYO 会議の円滑な運営を専門的な立場から支援する。

(座長の職務及び代理)

- 第7 輝くTOKYO会議に座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、輝く TOKYO 会議を代表し、会務を総括する。
- 4 座長に事故があるときは、委員のうちから座長があらかじめ指名する者が職務を代理する。

(招集等)

- 第8 輝く TOKYO 会議は、座長が招集する。
- 2 座長が必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(オンラインによる開催)

第9 感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、座長が必要と認める場合は、オンライン(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。)を活用した会議を開催することができる。

(会議等の公開)

- 第10 輝くTOKYO会議は、公開とする。ただし、座長の決定により非公開とすることができる。
- 2 会議録等は、原則として公開するものとする。ただし、座長が公開しないことを適当と認める事項 については、非公開とすることができる。

(オブザーバー)

第11 輝く TOKYO 会議にオブザーバーを置くことができる。

(謝礼金の支払)

第12 コーディネーターに対し、謝礼金を支払うことができる。

(事務局)

- 第13 生活文化局都民生活部男女平等参画課に事務局を置く。
- 2 輝く TOKYO 会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第 14 この要綱に定めるもののほか、輝く TOKYO 会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年7月6日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 東京都男女平等参画を進める会設置要綱(平成13年8月23日付13生文総参第91号)、東京 都女性活躍推進会議設置要綱(平成26年4月30日付26生都平第9号)及び東京都女性活躍推進 会議専門委員会設置要綱(平成26年4月30日付26生都平第10号)は廃止する。

附則

この要綱は、令和3年7月13日から施行する。

女性も男性も輝くTOKYO会議の構成団体及び学識経験者

	団体名			
1	東京都商工会議所連合会			
2	東京都商工会連合会			
3	一般社団法人東京経営者協会			
4	東京都中小企業団体中央会			
5	一般社団法人東京工業団体連合会			
6	東京中小企業家同友会			
7	公益社団法人東京都医師会			
8	公益社団法人東京都看護協会			
9	東京都私立幼稚園連合会			
10	東京都私立幼稚園PTA連合会			
11	東京私立初等学校協会			
12	東京私立初等学校父母の会連合会			
13	一般社団法人日本私立大学連盟			
14	公益社団法人東京都専修学校各種学校協会			
15	東京都公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会			
16	一般社団法人東京都小学校PTA協議会			
17	東京都公立中学校PTA協議会			
18	東京都公立高等学校PTA連合会			
19	東京都公立高等学校定通PTA連合会			
20	東京都特別支援学校PTA連合会			
21	公益社団法人東京青年会議所			
22	東京都商店街振興組合連合会			
23	JA東京女性組織協議会			
24	一般社団法人日本書籍出版協会			
25	一般社団法人日本雑誌協会			
26	日本労働組合総連合会東京都連合会			
27	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟			
28	東京都生活協同組合連合会			
29	公益社団法人被害者支援都民センター			
30	国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン			
31	特定非営利活動法人NPOサポートセンター			
32	東京ボランティア・市民活動センター			

字識栓駷者
一般財団法人女性労働協会 顧問 鹿嶋 敬
日本女子大学 名誉教授 大沢 真知子
東京工業大学リベラルアーツ研究教育院 准教授 治部 れんげ

女性も男性も輝く TOKYO 会議構成団体の概要

1 東京都商工会議所連合会

東京(23区内)と八王子、武蔵野、青梅、立川、むさし府中、町田、多摩の都内8つの商工会議所で構成している連合会

2 東京都商工会連合会

多摩地域の 21 商工会と島しょ地域の 6 商工会で構成している連合会。約 29,000 の事業所が参加している。

3 一般社団法人東京経営者協会

人事・労務・経営分野を機軸とした総合経済団体。現在、都内の約1,400の企業、団体等で構成され、企業・経営者の立場から経済・社会課題や人事・労務管理、雇用、教育、企業防災・事業継続(BC)、環境等をめぐる経営課題に関する諸テーマに取り組んでいる。また、使用者団体として労使関係や社会の安定に寄与するため、東京都ならびに各種行政関係機関に対して提案・要請を行っている。

4 東京都中小企業団体中央会

中小企業者で組織された業界団体の中央組織で、約 1,750 の地域業種団体で構成。約 275,000 の中小企業が加入している。中小企業支援のための団体で、中小企業の組織化の推進やその連携を進めている。

5 一般社団法人東京工業団体連合会

会員は都内の工業経営者等で組織する団体で、現在 32 の団体が加盟している。「業種を超えた地域工業・産業団体の連合組織」として、地域団体(会員)の活動を支援している。

6 東京中小企業家同友会

都内の約 2,200 社の中小企業経営者等が加入している団体であり、中小企業の経営者の経営体験の交流と日常の様々な経営課題を克服する活動を実施している。女性部を中心に、中小企業における男女平等参画の実現や女性の活躍促進に向けて取り組んでいる。

7 公益社団法人東京都医師会

医学技術の発達普及と公衆衛生の向上を図り、社会の福祉を増進することを目的として、設立された。医学の振興、研鑽に関する事業をはじめとして、公衆衛生、学校保健、地域医療、地域福祉等の多分野にわたって事業を実施している。

8 公益社団法人東京都看護協会

保健師、助産師、看護師、准看護師が自主的に会員となって、会員の総意で運営している組織。会員数は約47,000人。会員自らの質の向上のための生涯教育や看護業務の調査活動、地域住民の健康支援、訪問看護事業、看護に関する情報提供などの活動に取り組んでいる。

9 東京都私立幼稚園連合会

都内私立幼稚園の提携協力によって、私立幼稚園の自主性と公共性を発揮し幼児教育の振興を図ることを目的とし、約 800 の園が加入している。私立幼稚園教職員の資質向上、幼児教育に関する研究調査、私立幼稚園の運営管理に関する研究調査などの事業を行っている。

10 東京都私立幼稚園PTA連合会

東京都私立幼稚園連合会に加盟している幼稚園のPTAの連合会

11 東京私立初等学校協会

東京私立初等学校の提携協力によって初等教育の充実向上を図ることを目的として設立され、都内の私立小学校 56 校が加盟。初等教育に関する調査研究や学校運営に関する研究調査、教職員の資質向上のための研修などを行っている。

12 東京私立初等学校父母の会連合会

東京私立初等学校協会に所属する初等学校の父母の会の連合会

13 一般社団法人日本私立大学連盟

全国組織で、123 大学で構成。私立大学の教育研究条件の充実向上と経営基盤の確立、教職員の福利厚生と学生生活の充実等を図るために、私立大学に関連する様々な事業に取り組んでいる。

1 4 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会

東京都内私立専修学校・各種学校を代表する唯一の団体で、現在の会員数は 321 校で、専 修学校・各種学校教育の充実・振興に努めている。

15 東京都公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会

東京都公立幼稚園 PTA が相互の連絡を密にし、幼稚園教育の振興を図ること及び PTA 単位の活動やその連合体の健全な発展推進を図ることを目的に設立された。

16 一般社団法人東京都小学校PTA協議会

子供たちの豊かな心と体の健全な育成を願い、研修と活動を展開して社会教育の振興、地域 社会の教育の向上に寄与するために、各地区PTA連合組織との連携を緊密に図って、PT A活動の活性化と、家庭・地域の教育力の向上を目指すために設立された。

17 東京都公立中学校PTA協議会

PTAの健全な発展を推進して、青少年の健全な成長を図ることを目的として設立された。

18 東京都公立高等学校PTA連合会

PTAの健全な発展と青少年の健全育成に努め、各地区及び単位 PTA の相互間の連絡・連携を密にして高等学校教育の振興に寄与することを目的に設立された。

19 東京都公立高等学校定通PTA連合会

都内の定時制・通信制の公立高等学校PTAの連合会。定時制・通信制の公立高等学校PTAが連合して定時制・通信制の普及振興、生徒の福祉・厚生等の活動を行っている。

20 東京都特別支援学校PTA連合会

特別支援学校のPTAの連合会。東京都の特別支援学校は現在約60校ある。病弱・盲・ろう・知的障害・肢体不自由の5つの校種の単独又は併置校があり、病気や障害のある児童・生徒が教育を受けている。本連合会は、病気や障害のある児童・生徒が自分らしく活き活きと活躍できる社会の実現を目指している。

2 1 公益社団法人東京青年会議所

「明るい豊かな社会の実現」を理念に掲げて、様々な活動・運動を行っている。全国組織として、「日本青年会議所」がある。23 区内に在住もしくは在勤で、年齢が 25 歳から 40 歳の者で構成されており、人種・国籍・性別・職業・宗教・思想の別なく、個々の意思により、自由に入会できる。

22 東京都商店街振興組合連合会

商店街が形成されている地域内の小売商業、サービス業等を営む事業者が相互扶助の精神をもって団結し、協同して環境整備事業を行いながら、事業者の事業の健全な発展と公共の福祉の増進を図っていくことを目的としている組合である。商店街近代化資料等の配布など商店街指導に関する事業や連合会の青年部、女性部の設立促進事業などの組織化に関する事業などを行っている。

23 JA東京女性組織協議会

JA(農業協同組合)は、農家及び地域の人々を組合員とする協同組織。そのJAを母体とするJA東京女性組織協議会は都内約5,500名の会員で構成されている。JAへの運営参画や地域貢献活動を通じて消費者と生産者の架け橋となり、住みよい地域社会づくりの実現を目的としている。

2.4 一般社団法人日本書籍出版協会

当協会は1957 (昭和32) 年3月、出版事業の健全な発展と出版文化の向上に寄与する目的で書籍出版業者を中心に設立された、日本の出版界を代表する事業者団体である。当協会の運営は、理事会のもと、知的財産権・流通・出版の自由・国際関係など12の常設委員会を中心として、調査・研究・広報・事業活動を独自に、あるいは関連団体と連携して幅広い活動を行っている。現在、会員数は421社

25 一般社団法人日本雑誌協会

「雑誌」の出版を通じて文化の発展を期するため、出版倫理の向上を図り、その他「雑誌」 共通の利益を擁護することを目的として結成された。

26 日本労働組合総連合会東京都連合会

日本労働組合総連合会東京都連合会(連合東京)は、労働組合の全国組織「連合」の首都東京の組織で、都内在勤の様々な職種の労働者約 120 万人が加盟し、働きやすく暮らしやすい東京をめざし、政策・制度要求や労働相談活動など地域に根ざした活動をしている。

27 特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟

地域婦人団体の連絡協議機関として設立されたもの。共通の目的である男女平等の推進、青 少年の健全育成、家庭生活並びに社会生活の刷新、高齢化社会への対応、地域社会の福祉増 進、世界平和の確立などの実現につとめることを目的としている。全国組織として全国地域 婦人団体連絡協議会がある。

28 東京都生活協同組合連合会

地域、職域、医療、大学、共済など会員生協 (69 生協)連帯の組織として、協同互助の精神によって、その事業経営と組合員活動の発展のために活動している。

29 公益社団法人被害者支援都民センター

犯罪被害者やその遺族に対する精神的支援その他各種支援活動や、社会への啓発活動を行うことで、被害者や遺族の被害の軽減や回復に資することを目的とする公益社団法人である。

30 国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン

国際ソロプチミストは国際連合の経済社会理事会 (ECOSOC) の総合協議資格を持つ数少ない女性の奉仕団体である。国際ソロプチミストアメリカに属する日本東リジョンは約 80 のクラブが主体となり社会的・経済的エンパワーメントをもたらすプログラムを通じて女性と女児の生活を向上させるため活動している。

31 特定非営利活動法人NPOサポートセンター

多様な市民活動への実践的な支援や、法制度の改革を含めた市民活動推進のための支援システムの開発・提言を行うことで、市民活動の定着とその基盤整備を目指して活動している。

32 東京ボランティア・市民活動センター

様々な分野のボランティア活動の躍進・支援を目的として設立されたもので、現在は、これに加えて、市民活動(市民たちが主体となり営利を目的とせず、他者や社会に対して貢献する活動)の推進・支援を行っている。

男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日法律第78号)

最終改正:平成11年12月22日法律第160号

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力 ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並 びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関 する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進 することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、 社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること をいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基

本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含 む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策 に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務 を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にの っとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は 財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画 第12条 社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければ ならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る ため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。) を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的 に推進するために必要な事項
- 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議 の決定を求めなければならない。
- 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計 画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」と いう。)を定めなければならない。 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- - 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策の大綱
 - 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域 における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共 同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変 更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策 定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよ う適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社 会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別によ る差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合に おける被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査 研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう に努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の 団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な 措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な 事項は、政令で定める。

附則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

- 第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。) 第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として

任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄 (施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第3条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のすち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律【令和2年6月1日施行時点】

(平成27年9月4日法律第64号)

改正平成29年3月31日法律第14号 令和元年6月5日法律第24号

目次

第一章 総則 (第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針 (第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画 (第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条一第二十九条)

第五章 雑則 (第三十条—第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条一第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則 (次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍 の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業 生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境 の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるととも に、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなけれ ばならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ 一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」と いう。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活 躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定め るよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に 関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定 する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主 行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めな ければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したとき は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生 労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の 差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するため に改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この 場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その 他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業 主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に 即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出る よう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の 用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定め るもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付す ることができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を 取り消すことができる。
 - 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優

良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

- 第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。 (特例認定一般事業主の認定の取消し)
- 第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の 認定を取り消すことができる。
 - 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
 - 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
 - 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、 同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とある

- のは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第 四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求 めることができる。
- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

- 第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
 - 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。 (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性 の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
 - 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために 必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を 実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

- 第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び 事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条 第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る 事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域にお いて女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするた め、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による 事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として 加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の 連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連 携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に ついて協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表 しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議 会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

- 第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。
- 第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第 八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定 一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規 定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表 することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

- 第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。 第六章 罰則
- 第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止 の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
 - 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
 - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
 - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽 の報告をした者
 - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査 を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

- 第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の 業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その 法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処 する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を 有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布 の日
 - 二•三 略
 - 四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日(罰則に関する経過措置)
- 第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に 対する罰則の適用については、なお従前の例による。

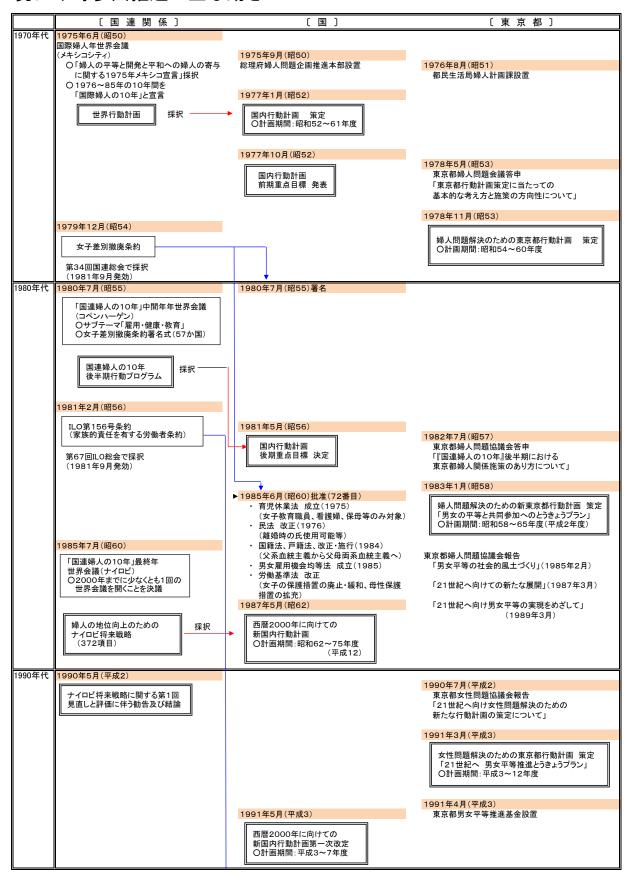
(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法 律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
 - 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日 (罰則に関する経過措置)
- 第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)
- 第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。 (検討)
- 第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行 の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

男女平等参画推進の主な動き



	〔国連関係〕	[国]	〔東京都〕
		2018年7月(平成30) 働き方改革を推進するための関係法律の整備に 関する法律 制定	
		2019年6月(令和元年) 男女雇用機会均等法 改正 (事業主のハラスメント防止対策の強化) 女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律等の一部を改正する法律 改正 (一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大等) 配偶者暴力防止法 改正 (相互に連携・協力すべき関係機関として 児童相談所を明記等)	
		2019年12月(令和元年) 育児・介護休業法 改正 (看護休暇・介護休暇の時間単位での取得等)	
2020年代		2020年12月(令和2) 第5次男女共同参画基本計画 策定	
		2021年6月(令和3) 政治分野における男女共同参画の推進に関する 法律 改正 (政治等の取組促進、国・地方公共団体の 施策・責務の強化等) 育児・介護休業法 改正 (男性の育児休業取得促進のための子の 出生直後の時期における柔軟な育児休業 の枠組みの創設 等)	
			2年3月(令和4) 東京都男女平等参画推進総合計画 改定 「東京都女性活躍推進計画」 改定 「東京都配偶者暴力対策基本計画」 改定 〇計画期間: 令和4~8年度